

42. 誤振込み～最決平 15.3.12【百選Ⅱ52】

【論述例】

- 1 甲は、通帳の記載から、入金される予定のないBからの誤った振込みがあったことを知ったが、これを自己の借金の返済に充てようと考え、株式会社C銀行D支店において、窓口係員に対し、誤振込みがあった旨を告げることなく、その時点で残高が92万円余りとなっていた預金のうち88万円の払戻しを請求し、同係員から即時に現金88万円の交付を受けた。そこで、詐欺罪（246条1項）が成立しないか。
- 2 同罪は交付罪かつ財産罪であるから、「人を欺く行為（同項）とは、財産的処分行為を行わせる目的で、財産的処分行為の判断の基礎となる重要な事項を偽ることをいう。
 - (1) まず、預金の払戻しを請求する行為に財産的処分行為を行わせる目的が認められることは明らかである。
 - (2) 次に、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することが偽る行為にあたるか。挙動による欺罔行為（作為犯）となるか、不作為犯となるかが問題となる。どのような場合に、事実の黙秘を伴う挙動が挙動による欺罔行為となるかについては、その挙動にどのような事実が黙示的に表示されていると解釈すべきか、という問題に帰着し、その挙動が黙示的に虚偽を表示していると解釈できる場合、すなわち、取引における重要な内容であるため、当事者間でそれが存在することが当然であると意識しており、いわば「言葉にする必要がない」状況であれば、挙動による欺罔行為と認められる。しかし、預金の払戻請求それ自体を「誤振込みされていない金員の払戻しを請求する」という意思の表示と解釈することは困難であるから、不作為犯とみるべきである。そこで、不真正不作為犯の成否が問題となる。
 - ア まず、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定する憲法31条の保障は、単に形式上法律で定めれば、それで本条の要請を満たしたものというのではなく、たとえ法律で定めても、その法律の内容が、近代民主主義国家における憲法の基本原理に反するようなものであれば本条違反たるを免れず、単に手続規定のみについてでなく、権利の内容を定めた実体規定についても、本条の保障ありと解すべきであり、同条から罪刑法定主義が導かれるところ、作為で規定された犯罪について不作為による実行行為性を認めることは、罪刑法定主義の派生原理の一つである類推解釈の禁止に触れるとも思える。しかし、実行行為は結果発生の現実的危険を有する行為であるところ、このような結果発生の危険を不作為によって実現させることは可能であるし、法条の根底にあるのは、法益を侵害するなという規範であって、その規範には、禁止規範のみならず、法益を救助せよという命令規範をも含み得る。したがって、類推解釈の禁止に触れるものではない。

もともと、不作為の行為は無限に広がり得ることから、同じく罪刑法定主義の派生原理の一つである明確性の原則に抵触するおそれがあるため、国民に積極的に法益状態を維持・改善する行為を要求するのは例外的場合に限られるべきである。そこで、不作為に、作為によって当該構成要件を実現することとの同価値性が認められることが必要であると解する。具体的には、まず、①法令・契約・事務管理・慣習・条理・先行行為・保護の引受け・排他的支配の設定・社会継続的保護関係等の事情を総合して、行為者に作為義務が認められることが必要である。また、法は不可能を強いるものではないから、②作為の可能性・容易性も必要である。

イ 確かに、振込依頼人と受取人である甲との間に振込みの原因となる法律関係は存在しないが、このような振込みであっても、受取人である甲と振込先の銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、甲は、銀行に対し、上記金額相当の普通預金債権を取得する。そのため、誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき義務はないとも思える。

しかし他方、銀行実務では、振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す、組戻しという手続が執られている。また、受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている。これらの措置は、普通預金規定、振込規定等の趣旨に沿った取扱いであり、安全な振込送金制度を維持するために有益なものである上、銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なものといえる。また、振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである。したがって、銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に应ずるか否かを決する上で重要な事柄であるといわなければならない。これを受取人の立場から見れば、受取人においても、銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、銀行に上記の措置を講じさせるため、誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解される。社会生活上の条理からしても、誤った振込みについては、受取人において、これを振込依頼人等に返還しなければならず、誤った振込金額相当分を最終的に自己のものとするべき実質的な権利はないのであるから、上記の告知義務があることは当然というべきである。

また、かかる行為の性質上、可能かつ容易であることは明らかである。

ウ そうすると、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、偽る行為にあたる。

- (3) 最後に、同罪は財産罪である以上、欺罔行為がなかったならば交付がなかったであろうといえる場合全てについて、重要事項性を肯定するわけにはいかず、同罪としての処罰を正当化するような法益侵害性が認められる必要があるから、被害者が獲得しようとして失敗したものが、経済的に評価して損害と叫ぶものかどうかということにより決定すべきである（実質的個別財産説）。具体的には、本来受領する権利を有する金員を不当に早く受領したことについて重要事項性が認められるためには、欺罔手段を用いなかった場合に得られたであろう金員の支払とは社会通念上別個の支払に当たるといい得る程度の期間支払時期を早めたものであることを要すると解するのが相当である。

確かに、受取人が組戻しに応じず、預金の払戻しを強く請求したときには、これに応じざるを得ないことになる。したがって、受取人が誤振込みの事実を秘して預金の払戻しを請求しても、これを告げて預金の払戻しを請求した場合に比し、若干早く預金の払戻しを受けることができるにすぎないから、欺罔行為を用いて支払を早めた期間だけに着目すれば、社会通念上別個の支払に当たるといい得る程度の期間支払時期を早めたものとはいえないであろう。しかし、誤振込みに係る事案については、当初から預金債権の成否が明らかになっているわけではなく、調査、照会等の結果を待ってその成否が明らかになるのであり、調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある以上、調査、照会等の手続を経た上での預金の払戻しと、それを経ない預金の払戻しとは、質的に全く異なるものといえる。そうすると、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求に基づく払戻しと、これを告知した上で行われた預金の払戻しとは、社会通念上別個の払戻しにあたるといえる。

したがって、誤振込みに係る預金の払戻しであるか否かは、財産的処分行為の判断の基礎となる重要な事項といえる。

- (4) よって、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、「人を欺」く行為にあたる。
- 3 そして、誤った振込みの有無に関する錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、「財物を交付させた」（同項）といえる。
- 4 以上より、詐欺罪が成立する。ただし、甲に告知義務が生じる預金の範囲は、あくまでも誤振込みに係る 75 万 0031 円であるから、同罪の成立範囲は、告知義務が生じる 75 万 0031 円の範囲にとどまる。

注 1) 論述例 2 柱書については最判平 26. 3. 28 【百選 II 51】小貫反対意見及び最判平 30. 3. 22

【百選 I 63】山口補足意見、同(2)柱書第 2 文については野原俊郎・最判解刑事篇平成 26 年度 147 頁、同ア第 1 段落第 1 文「単に」から「べきであり」までについては最大判昭 37. 11. 28 入江補足意見、同イ第 1 段落第 1 文については最判平 8. 4. 26、同(3)第 1 段落第 1

文については増田啓祐・最判解刑事篇平成22年度189頁、同第2文及び同第2段落については最判平13.7.19【百選Ⅱ49】及び宮崎英一・最判解刑事篇平成15年度133頁乃至134頁、同4第2文については宮崎・前掲書143頁。

注2) 論述例2(2)柱書に関連して、本決定と異なり、最決平22.7.29【百選Ⅱ50】、最決平26.3.28及び最判平26.3.28【百選Ⅱ51】は、いわゆる「挙動による欺罔行為」が問題となったものである(野原・前掲書137頁乃至142頁参照)。

注3) 論述例4に関連して、最判昭30.10.14【百選Ⅱ61】は、「本件において、被告人等が所論債権取立のために執った手段は、……もとより、権利行使の手段として社会通念上、一般に忍容すべきものと認められる程度を逸脱した手段であることは論なく、従って、原判決が右の手段によりDをして金6万円を交付せしめた被告人等の行為に対し、被告人CのDに対する債権額のいかんにかかわらず、右金6万円の全額について恐喝罪の成立をみとめたのは正当である」と判示している。

注4) 本決定に関連して、誤振込みによって成立した預金債権に対しても受取人の占有(法律上の占有)を認め、誤振込みによる入金は法律上の根拠を有さないから占有離脱物にあたり、その預金を引き下ろしたときには、振込依頼人を被害者とする占有離脱物横領罪が成立するとの見解もある(宮崎・前掲書126頁)。この見解は、誤って受取人の口座に振り込まれた預金を、あたかも誤って自宅に送り届けられた郵便物と同様に占有離脱物と考える。しかしながら、この考え方には、誤って口座に振り込まれた預金に対して受取人が占有を取得したといえるのかという疑問がある。また、誤振込みに係る預金が「他人の物」すなわち「振込依頼人の物」といえるかについても疑問がある(宮崎・前掲書139頁乃至140頁)。